

重要視点1
 男女共同参画社会に向けた意識をつくるために
 基本方針①男女共同参画に関する啓発・情報提供の充実
 基本方針②男女平等意識を高める教育の推進
 基本方針③多様な性の在り方の理解促進

重要視点2
 あらゆる分野において誰もが活躍するために(「関市女性活躍推進計画」を包含)
 基本方針①政策・意思決定の場における女性登用の推進
 基本方針②女性が働きやすい環境の整備
 基本方針③ワーク・ライフ・バランスの促進

重要視点3
 誰もが地域で安心して暮らすために
 基本方針①DVを防止する啓発教育の推進(関市DV対策基本計画)
 基本方針②DV被害者に対する支援体制の推進(関市DV対策基本計画)
 基本方針③地域における男女共同参画の推進

重要視点	基本方針	番号	担当課	後期事業名	後期事業内容	令和6年度目標/達成指標
重要視点1 男女共同参画社会に向けた意識をつくるために	①男女共同参画に関する啓発・情報提供の充実	1	市民協働課	みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例の周知・啓発	「みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例」の周知を図り、市民の男女共同参画意識の浸透に努めます。	条例のパンフレットを随所に設置するなどの周知をします。また、市内中学3年生への配布を継続し、思春期の時期から男女共同参画のを知ってもらう機会を提供します。 ・イベント時に併せて周知 3回以上実施
		2	市民協働課	メディアを活用した男女共同参画意識の啓発の充実	市のホームページ、広報紙、パンフレット、ポスター等のさまざまな情報発信の媒体を通して、男女共同参画に関する意識の向上を図ります。	市ホームページやSNS更新のほか、広報せきを活用して、男女共同参画の特集を設ける等啓発を行います。 ・R6開催セミナー、イベントについて随時掲載 ・女性が働きやすい職場認定事業所(R5年度認定分まで)紹介の広報掲載
		3	市民協働課	男女共同参画週間における啓発	男女共同参画社会の形成に向けた関心と理解を深め、その取組が積極的に行われるよう、7月に男女共同参画週間を設け、啓発活動を実施します。	男女共同参画週間を活用して、条例、プランの周知のほか、女性の働きやすい職場認定、女性活躍推進イベント、LGBTフレンドリーの施策などを周知します。 ・男女共同参画週間(1週間程度) わかくさプラザの壁面展示とSNS発信の実施
		4	企画広報課	広報媒体における男女共同参画の推進	市が発信する広報媒体において男女共同参画の視点での配慮や点検を行います。	広報紙及びホームページなどの媒体に掲載する情報について、男女共同参画や人権に配慮した内容であるか常に点検することで、市民の人権意識への理解を深めます。 ・広報紙掲載時に毎回点検(年12回発行) ・月に1回、表現の注意喚起
		5	市民協働課	男女共同参画セミナーの開催	固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会づくりに関するセミナーを開催します。また、学習内容と学習機会の充実を図ります。	利用者、参加者が増えるように周知、企画します。 ・家庭教育学級計画時に周知 ・男女共同参画フォーラム 1回開催 300人
		6	生涯学習課(図書館)	男女共同参画に関する図書の実	男女共同参画の参考となる図書資料の利用促進を図ります。また、男女共同参画週間等ではコーナーを設置し啓発に努めます。	男女共同参画に関する図書数を765冊にします。
		7	生涯学習課(図書館)	幼児、児童向けジェンダー学習資料の充実	ジェンダーに関わる児童向けの資料の収集と利用を促進します。	幼児、児童向けジェンダー学習資料数を450冊にします。
		8	市民健康課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての情報提供	いのちの授業において、プレコンセプションケアを啓発することで、性と生殖に関連した女性の健康や人権を尊重、男女が相互に理解し合える関係づくりを推進します。 ※プレコンセプションケア:若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うこと。次世代を担う子どもの健康にもつながるとして、近年注目されているヘルスケア。	中学3年生を対象に「いのちの授業」を行います。乳幼児期の子どもとの触れ合い、育児中の保護者から妊娠、出産、子育ての話聞く機会やプレコンセプションケアに関する講義を行います。また、市内高等学校に対してプレコンセプションケアに関する講義を実施できるよう働きかけていきます。 ・R6年度は中学校8校、高校2校、小学校1校の実施。

重要視 点	基本 方針	番号	担当課	後期事業名	後期事業内容	令和6年度目標/達成指標
重要視 点 1 男女共同 参画社会 に向けた 意識をつ くるとの ために	②男女 平等意 識を高 める教 育の推 進	9	子ども家庭課	保育園等における幼児期からの男女平等教育の推進	保育士等への啓発及び研修を通し、保育の現場における男女共同参画意識の向上を図り、固定的な性別役割意識にとらわれない保育を実施します。	保育士研修会等の機会をとらえ、男女共同参画意識の向上を図るとともに、保育の場においても性別役割意識にとらわれない活動を実施します。 ・研修会時に啓発活動を実施（年1回）
		10	学校教育課	学校の現場における男女平等教育の推進	男女の人権を尊重した教育のあり方について教員研修を実施し、男女の人権に配慮した一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。	市内小中学校の3分の1程度の教職員が参加し、人権を尊重した教育のあり方について研修を実施し、一人一人の人権に配慮し、男女を問わず個性を伸ばす教育を推進します。 ・年1回実施
		11	学校教育課	一人ひとりの個性を大切にした進路選択の指導	男女の性差にとらわれず、多様な選択ができるよう一人ひとりの個性を大切にした進路指導を実施します。	一人一人の多様性を尊重し、体験を通して様々な職業に興味関心をもてる進路指導の充実を図ります。 ・一人ひとりの個性を大切にした進路選択の指導の実施（中学生は年1回以上）
		12	学校教育課	児童、生徒への男女平等教育の推進	個性を大切にする教育理念を「学校だより」や「学級通信」等に掲載し、男女平等教育の啓発及び周知を行います。令和5年度より、市内の小中学校では多様性に配慮した「ジェンダーレス制服」への変更を行いました。単に制服を変更するだけでなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、自分らしく生きることを認め合うことができるようにしていきます。	道徳等の教科指導と学級活動や校外学習、講演会等を計画的に位置づけ、関連付けることで、生活の中で多様な生き方を認め合い、尊重し合うことができるような指導の充実を図ります。 ・道徳の授業では、公正・公平、友情の項目で年1回以上実施
	③多 様な性 の在り 方の理 解促進	13	市民協働課	性的マイノリティについての相談に関する情報提供	性的マイノリティの人々の悩みに対応するため、相談窓口などの情報提供を行います。	相談窓口について、市役所窓口や市HPを活用して市民への周知を図ります。 ・イベントや交流会時に年5回周知、市民協働課窓口に通年パンフレット設置
		14	市民協働課	「LGBTフレンドリー宣言」の周知	性の多様性を認め、すべての市民がお互いを尊重し合い、誰もが自分らしく暮らせることを目指す「LGBTフレンドリー宣言」を市民に周知し、LGBTに対して配慮した取組を行います。	市HPやイベント等、様々な場面でLGBTの周知を図ります。 ・市HP（通年）、LGBTイベント（年1回）「LGBTフレンドリー宣言」について周知
		15	市民協働課	性的マイノリティに対する理解促進	市職員や教職員の性的マイノリティ（LGBT等）に対する啓発や意識改革を図るため、セミナーや勉強会等を実施します。	パートナーシップ宣誓制度を運用するにあたり、他課と協力・連携して行うことが増えていくので、今後も職員への啓発を継続して実施します。 ・かわせみお知らせに掲載 1回以上 ・男女共同参画推進部会にて周知 1回
		16	市民協働課	ダイバーシティに関する啓発イベントの開催	ダイバーシティの実現に向けた意識啓発のために、幅広い市民参加による啓発イベントを開催します。	啓発イベントとして、映画上映会やトークセッションなどを開催します。 ・年1回
		17	学校教育課	児童、生徒への理解促進	教職員向けの指導資料をもとに多様な性の在り方に関する研修を推進していきます。パンフレットや紙芝居、DVDを活用し、性別にとらわれず、多様な生き方を認め合えるようにします。人権教育でも多様な性に関する偏見や差別をなくすよう取り組んでいきます。	道徳等の教科指導と学級活動や校外学習、講演会等を計画的に位置づけ、関連付けることで、生活の中で多様な生き方を認め合い、尊重し合うことができるような指導の充実を図ります。 ・多様な性に関する人権教育や講演会等の計画的な位置づけ ・多様な性の在り方の研修に使用するDVDの貸出
		市民協働課	児童、生徒への理解促進	パンフレットや紙芝居を活用し、性別にとらわれず、多様な生き方を認め合えるようにします。	継続して中学1年生にハンドブックを配布するとともに、学校でのLGBT教育を行いやすいように、講師紹介などの開催補助を行います。	

重要視 点	基本 方針	番号	担当課	後期事業名	後期事業内容	令和6年度目標/達成指標
重要視 点2 あらゆる 分野にお いて誰も が活躍す るために (「関市 女性活躍 推進計画 」を包含)	① 政策・ 意思決定 の場にお ける女性 登用の推 進	18	市民協働課	女性委員登用の促進	女性委員の登用状況の調査を行います。女性の意見を委員会等へ反映させるために、女性委員の積極的登用を促進します。	令和6年度中に委員改選がある委員会等の担当者に直接女性登用についての依頼を行うなど、個別の働きかけを強化します。 ・かわせみお知らせに掲載 1回以上 ・委員改選に伴い担当者に直接働きかけ 23委員会
		19	市民協働課	女性人材リストの充実と女性人材の活用の促進	行政やまちづくりへの参画意識が高い女性を登録し、審議会等の委員として推薦できるように、女性人材リストを定期更新します。また、女性人材リストから多くの女性人材の活用を促進します。	令和6年度中に委員改選がある委員会等の担当者に女性登用についての依頼を行う際に、女性人材リストの活用を依頼します。 ・かわせみお知らせに掲載 1回以上 ・委員改選に伴い担当者に直接働きかけ 23委員会
		20	秘書課	男女共同参画推進のための職員研修の実施(市職員の意識の向上)	市政運営に男女共同参画社会の理念を生かすために、男女共同参画に関する市職員の意識の向上や女性リーダーを育成するための研修を行います。	女性活躍推進、ダイバーシティに関する研修を実施し、市職員の意識の向上や誰もが働きやすい職場環境について考える機会を設けます。 ・女性活躍推進・ダイバーシティに関する研修を1回実施 50人以上の参加
		21	秘書課	女性市職員の管理職への登用推進	女性職員の管理職登用を積極的に行います。	女性職員の管理職登用を積極的におこない、管理職に占める女性職員の割合の増加に努めます。 目標値30%(関市特定事業主行動計画より)
	22	商工課	男女雇用機会均等法等労働関連法の周知	「男女雇用機会均等法」や男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正等に関する法令遵守について、広報紙への掲載やパンフレットの配布を行い、事業主への周知、啓発を行います。	県や公共職業安定所、労働局など関係機関から情報を収集し、パンフレットやチラシの配布・窓口設置などを通じ、事業主へ周知、啓発を行います。 ・最低賃金の改正に合わせて賃金格差の是正を促すことを広報誌に掲載(年1回) ・法律の改正にあわせて広報誌に掲載、みんサポ登録事業所へのメールマガジンで周知(改正の都度)	
	23	市民協働課	「女性が働きやすい職場」の認定・表彰	女性が働きやすい事業所を認定し表彰することで、育児・介護などの休業を取得しながら女性が活躍できる職場づくりに取り組む事業所の増加を図ります。	認定を継続し、認定事業所を50社以上に増やします。	
	24	商工課	事業所に対する働きかけの実施	女性の活躍における市の取組を事業所に対して周知し、事業所の意識付けを行います。	市や各機関の認定制度を事業所に対して周知し、女性の活躍についての意識づけを図ります。 ・ビジネスプラス展で女性が働きやすい職場認定紹介コーナー設置 ・窓口にパンフレット等の設置(募集期間中)	
		市民協働課	事業所に対する働きかけの実施	事業所に対し、女性活躍推進や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを行います。また、「せきのワーク・ライフ・バランス支援ガイド」を活用し、関市のサポート体制を周知します。	女性に限らず「誰もが」働きやすいことや、ワーク・ライフ・バランス、一人ひとりの個性と能力が発揮できる職場が増えることにつながることをテーマにセミナーや資料の配布を行います。 ・企業向けセミナー 1回開催 10社	
	25	市民協働課	先進事例、一般事業主行動計画等の周知	女性活躍に関する積極的な取組や先進事例、成果がみられた一般事業主行動計画等をホームページや広報紙等で紹介します。	広報せきに、女性が働きやすい職場認定の事業所を紹介する連載を継続し、各事業所の取組みを市民に向けて発信します。 ・女性が働きやすい職場認定事業所(R5年度認定分まで)紹介の広報掲載	
	26	商工課	若者に対する働きかけの実施	「関の工場参観日」や「ビジネスプラス展」を通じて、市内の高校生や大学生に、女性が働きやすい事業所等を紹介します。	「関の工場参観日」や「ビジネスプラス展」で、女性が働きやすい事業所を紹介します。また、関市雇用促進協議会が作成する「ハイパーシティ関2025」において、女性が働きやすい事業所を周知します。 ・ビジネスプラス展で女性が働きやすい職場認定紹介コーナー設置 ・みんサポHP内事業所ページ、ハイパーシティSEKIにて認定マーク掲載	
市民協働課		若者に対する働きかけの実施	「関の工場参観日」や「ビジネスプラス展」を通じて、市内の高校生や大学生に、女性が働きやすい事業所等を紹介します。	若者に対する働きかけは、市民協働課の若者支援担当、商工課のみんサポと協議しながら進めます。関の工場参観日、ビジネスプラス展でも周知を行います。 ・ビジネスプラス展で女性が働きやすい職場認定紹介コーナー設置 ・条例パンフレット中学3年生へ配布		

重要視 点	基本 方針	番号	担当課	後期事業名	後期事業内容	令和6年度目標/達成指標
重要視 点2 あらゆる 分野にお いて誰も が活躍す るために (「関市 女性活躍 推進計画 」を包含)	②女性 が働きや すい環境 の整備	27	商工課	女性の就業・再就職など女性活躍を推進するセミナーやイベント等 応援プログラムの企画	働きかけづくりや自分らしく働くためのセミナーや再就職のための応援 プログラムを企画し、女性が社会に出る際の不安軽減や、知識の習得 を促します。	女性が自分らしく働くことができるような講座を市民協働課など、関係機関との協働で企画し女性の社 会進出の応援をします。 ・再就職準備セミナー開催(年1回、25人) ・女性の働きやすい職場見学会(年2回、各10人) ・女性のキャリアデザインセミナー(年1回、20人)
			市民協働課	女性の就業・再就職など女性活躍を推進するセミナーやイベント等 応援プログラムの企画	女性活躍推進イベントを開催し、関市での多様な働き方、生き方、あ り方を応援します。また、「せきのワーク・ライフ・バランス支援ガイド」を活 用し、関市のサポート体制を周知します。	女性活躍推進イベントを開催します。また、求人情報への記載とパンフレットによる周知を継続します。 ・ウーマンフェスタ開催 20出店者 ・求人情報等媒体による周知 4媒体以上 (ハローワーク、みんサポ、雇用促進協議会、商工会議所等)
		28	商工課	再雇用制度の周知促進	公共職業安定所や関係機関と連携し、結婚・子育て等により仕事を やめた女性が再就職できるよう、広報紙やパンフレットで再雇用制度の 啓発及び普及を図ります。	県や公共職業安定所、労働局など関係機関から情報を収集し、パンフレットやチラシの配布・窓口設置 などを通じ、事業主へ周知、啓発を行います。 ・関係パンフレット、チラシの窓口設置(通年)
		29	商工課	就職・再就職に関する相談の充 実	「関市みんなの就職サポートセンター」において、相談者の方の状況に 応じた条件を聞き取り、事業所・内職の紹介を行います。必要に応じて、 託児付き求職者訓練などの県制度利用を案内します。	「みんなの就職サポートセンター」の就業相談窓口や、出張相談を実施し、子育て後の社会復帰や介護 中などの相談者の方の状況に応じた条件を聞き取り、求人情報、内職情報を紹介します。 ・再就職セミナー等でのみんサポ周知(年3回以上)
		30	秘書課	市職員への再雇用制度の推進	社会人枠の採用などで女性の再就職につなげます。	職員採用試験において、実務経験者枠を設け、より幅広い人材の確保ができるよう努めます。 ・事務職1人程度、考古学1人程度、保育士1人程度、看護師1人程度、建築技術職1人程度募集
		31	商工課	起業に関する支援、関係機関と の連携	創業支援セミナーの実施や、「関市ビジネスサポートセンター(Seki- Biz)」の取組により、起業に関する情報提供や相談を行い、男女を問 わず起業を支援します。	創業支援セミナーの実施や関市ビジネスサポートセンターの相談業務を通じて、男女問わず市内での創 業者、創業希望者を支援します。 ・せきの創業セミナー 年3回開催 定員各20人
			市民協働課	起業に関する支援、関係機関と の連携	地域の社会課題解決や活性化に向けた事業を立ち上げる女性に対 して、ソーシャルビジネス支援助成金制度により支援します。	地域社会の課題解決や活性化に向けた事業を立ち上げる女性がいる場合、ソーシャルビジネス支援助 成金を交付し、支援します。 ・女性代表者の申請団体 1件以上
		32	商工課	職業能力の習得に関する情報提 供の充実	雇用能力開発機構などの関係機関と連携し、求職者支援訓練パン フレットの窓口設置や広報紙への記事掲載を行い、就職に必要な資 格や技術の習得について情報を提供します。	県や公共職業安定所、労働局など関係機関から情報を収集し、パンフレットやチラシの配布・窓口設置 などを通じ、事業主へ周知、啓発を行います。 ・関係パンフレット、チラシの窓口設置(通年)
		33	農林課	農林課に関わる組織の女性の登 用率向上	多様な意見を反映させるため、 ・農業委員会 ・農業再生協議会 ・森林(もり)づくり委員会 について、女性委員の登用率の向上を目指します。	改選時に、農業委員の女性登用30%以上を目指します。 ・農業委員会 19名のうち女性委員は4名(21%)。(任期R8.7.19) ・農業再生協議会 17名のうち女性委員は2名(12%)。(任期R8.7.19) ・森林づくり委員会 12名のうち女性委員は1名(8%)。(任期R7.8.31)
		34	商工課	商工業団体への女性の参画の促 進	経済分野の団体活動を支援し、女性の参画を促進するとともに、女 性の活躍の場の拡大につなげます。	経済分野の団体活動を補助金の支給により支援し、女性の参画を促進するとともに、創業セミナーの実 施等、女性の活躍の場の拡大につなげます。 ・せきの創業セミナー 年3回開催 定員各20人

重要視点	基本方針	番号	担当課	後期事業名	後期事業内容	令和6年度目標/達成指標
重要視点2 あらゆる分野において誰もが活躍するために（関市女性活躍推進計画）を包含）	③ワーク・ライフ・バランスの促進	35	商工課	男女がともに働きやすい職場づくりについての啓発	事業者に対して、各種セミナーでの周知およびパンフレット、チラシの配架、配布やホームページなどにより、労働問題や関係制度及び労働環境の整備について周知します。	県や公共職業安定所、労働局など関係機関からの情報を収集し、パンフレットやチラシの配布・窓口設置などを通じ、労働問題や労働関係法の周知を行います。 ・関係パンフレット、チラシの窓口設置（通年）
		36	商工課	ワーク・ライフ・バランスの普及と啓発	事業者に対して、各種セミナーでの周知およびパンフレット、チラシの配架、配布やホームページなどにより、労働問題や関係制度及び労働環境の整備について周知します。	県や公共職業安定所、労働局など関係機関からの情報を収集し、パンフレットやチラシの配布・窓口設置などを通じ、ワークライフバランスについて周知を行います。 ・関係パンフレット、チラシの窓口設置（通年）
			市民協働課	ワーク・ライフ・バランスの普及と啓発	事業所に対し、女性活躍推進や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを行います。また、「せきのワーク・ライフ・バランス支援ガイド」を活用し、関市のサポート体制を周知します。	女性に限らず「誰もが」働きやすいことや、ワーク・ライフ・バランス、一人ひとりの個性と能力が発揮できる職場が増えることにつながることをテーマにセミナーや資料の配布を行います。 ・企業向けセミナー 1回開催 10社
		37	商工課	労働環境の向上に関する情報提供及び啓発	事業者に対して、各種セミナーでの周知およびパンフレット、チラシの配架、配布やホームページなどにより、労働問題や関係制度及び労働環境の整備について周知します。	県や公共職業安定所、労働局など関係機関からの情報を収集し、パンフレットやチラシの配布・窓口設置などを通じ、労働環境向上について周知を行います。 ・関係パンフレット、チラシの窓口設置（通年）
		38	秘書課	市職員の育児・介護・看護休業制度の活用促進	市職員が性別に関わらず、必要に応じて育児・介護・看護休業制度を利用できるよう周知・啓発します。	市職員が性別に関わらず、必要に応じて育児・介護・看護休暇制度を利用できるよう市内ネットを活用してお知らせし、周知を図ります。 ・かわせみお知らせに掲載 1回以上
		39	秘書課	市男性職員の育児休業取得の推進	育児休業制度について周知し、市男性職員の育児休業取得を促進するとともに、取得しやすい職場の環境づくりを推進します。	市内ネットを活用して制度に関するお知らせ、周知を図ります。 ・かわせみお知らせに掲載 1回以上
		40	市民協働課	「男性中心型労働」の見直し及び男性の家事、育児、介護参画の推進	市民に対して男性の家庭参画を推進するためのセミナーや、事業所に対してワーク・ライフ・バランスを強く推進してもらえるようなセミナーを開催します。	男性の家庭参画セミナーを開催します。また、男性も育児や介護休業制度等を活用できるよう、事業所への周知を行います。 ・男性の家事参画セミナー 3回開催 30人
			生涯学習課（中央公民館）	「男性中心型労働」の見直し及び男性の家事、育児、介護参画の推進	成人学校における男性向けの料理教室等を開催し、男性の育児、介護休業制度の活用を促進します。	成人学校において男性向けの生涯学習講座（料理など家事に関するもの）を開催し、男性の育児、介護休業制度の活用を促進します。 ・生涯学習講座（料理など家事に関するもの）への男性参加1名以上
		41	学校教育課	学校行事、PTA活動等への父親参加の促進	参観日等の学校行事に男性も参加しやすい環境づくりを行い、男女が性別にかかわらず、子育てや教育への興味や理解を高められる働きかけを行います。また、家庭教育学級活動への男性の参加を積極的に募ります。	引き続きオンラインを活用した参加しやすさに努めるとともに、女性が多い家庭教育学級への男性参加を働きかけます。 ・家庭教育学級への男性参加の働きかけ
		42	生涯学習課	子育てに関する講座・教室の開催	夫婦やパートナーで子育てについて学習できるよう「乳幼児期家庭教育学級」を開催します。	夫婦で子育てについて学習できるよう乳幼児期家庭教育学級を実施します。 ・夫婦で学級生に登録し、男性参加を働きかけます。 ・乳幼児学級通信に、男性向け情報も掲載します。
市民健康課	子育てに関する講座・教室の開催		夫婦やパートナーで子育てについて学習できるよう「プレファミリー広場・産後ファミリー広場」「乳幼児期家庭教育学級」を開催します。	プレファミリー広場（10回）、産後ファミリー広場（3回）を継続して行います。沐浴や妊婦体験等の実技や夫婦で子育てについて話し合う機会を設けます。先輩パパから育児の体験談を伝え、父親支援も行います。		

重要視 点	基本 方針	番号	担当課	後期事業名	後期事業内容	令和6年度目標/達成指標
重要視 点2 あらゆる 分野にお いて誰も が活躍す るために (関市女 性活躍推 進計画)を 包含)	③ワー ク・ライ フ・バラ ンスの促 進	43	子ども家庭課	子育て支援情報の発信	SNSを通じて、市内の子育てに関する情報の発信・周知をしていきます。	既存システムを利用し、子育てに関する情報の発信をしていきます。 ・SNS(LINE、Instagram)による配信を月平均6～7回行う。 ・ホームページによる掲載を随時実施する。
		44	市民健康課	子育て支援相談の充実	身近な子育て支援施設、健診や訪問を通じて、妊娠期から子育て期まで発達段階に応じた切れ目ない相談支援を行います。また、地域包括支援センターの利用者支援専門員を中心に、地域の支援機関との連携を強化します。	引き続き、乳幼児健診や相談等を通して支援を行います。子ども家庭課や地域包括支援センターの利用者支援専門員、その他関係機関と連携し、切れ目ない支援を行います。 ・乳幼児健診を2回/月、乳幼児相談を1回/月実施。 ・利用者支援専門員との連絡会を1回/月実施。
			子ども家庭課	子育て支援相談の充実	身近な子育て支援施設、健診や訪問を通じて、妊娠期から子育て期まで発達段階に応じた切れ目ない相談支援を行います。また、地域包括支援センターの利用者支援専門員を中心に、地域の支援機関との連携を強化します。	児童センター、子育て支援センター、子育てサロンに加え、身近なふれあいセンター児童室内で開設するせきっこひろばを充実させていきます。 せきっこひろば8箇所、毎週各1回
		45	福祉政策課	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が安心して子育てできるよう、経済的支援等ひとり親家庭を支援する制度の情報提供や、相談・交流等の機会の充実を図ります。	ひとり親医療制度を継続します。 高校卒業までの子どもを扶養しているひとり親に医療費(保険適用内)の自己負担分を市が負担します。 ・年に1回、広報せきにひとり親の医療費助成について掲載します。
			子ども家庭課	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、経済的支援等を行います。	ひとり親家庭の子どもに対する学習支援や、子ども食堂の運営に対する補助を実施します。 学習支援2団体、子ども食堂5団体程度の支援を目指します。
		46	子ども家庭課	各種保育サービスの提供	仕事と子育ての両立、職場復帰を支援するため、通常保育時間を越えた延長保育や低年齢児保育、託児ルームにおける一時預かり等のサービスを提供します。	通常保育の他に、時間を延長して行う延長保育や出産後の早期の仕事復帰を支援する低年齢児保育等を行います。また、緊急時や保護者のリフレッシュを目的とした一時保育や託児ルームによる一時預かりを行います。
		47	子ども家庭課	病児・病後児保育の充実と実施機関との連携	病気または病気回復期に集団生活が困難な児童に対し、専用の施設で病児・病後児保育を行います。また、近隣市町との広域利用協定を結び、利用可能な施設の紹介を行います。	中濃厚生病院、関中央病院において、病児・病後児保育を実施するとともに、他市と利用協定を結び、支援の利便性を高めていきます。 また、新たにしまでらメディカルクリニックで病児保育が実施できるようになります。(計3箇所)
		48	子ども家庭課	ファミリーサポートセンター事業の充実	育児に関して援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、相互援助活動による育児支援を行います。	広報誌を発行し、事業の周知に努めていきます。(年1回)
		49	教育総務課	留守家庭児童教室の充実	家庭の事情、親の勤務で、放課後や学校の長期休業時に監護する大人がいない小学4年生までの児童を午後7時まで学校の教室などで預かります。また、入室要件の見直しを行い、より利用しやすい教室づくりを行います。	引き続き入室要件に該当する児童を預かれるよう、指導員や場所の確保をし、待機児童ゼロを目指します。
		50	高齢福祉課	介護者への支援の充実	多様な介護サービスの実施や、介護者の交流機会の設置により、介護離職の防止や、介護負担の軽減を図ります。	家族介護者交流事業を継続し、介護者が交流する機会をつくることにより、介護者の負担を軽減し、家族介護者が働いている職場の離職防止を図ることを計画しています。 各地域単位での開催を目指します。/6回:25人×6回=150人

重要視点	基本方針	番号	担当課	後期事業名	後期事業内容	令和6年度目標/達成指標
重要視点3 誰もが地域で安心して暮らすために	①DVを防止する啓発教育の推進 (関市DV対策基本計画)	51	子ども家庭課	DV等の防止に向けた啓発の充実	市のホームページ、広報紙、街頭啓発を通じ、DV等の防止に向けた情報提供や啓発を行います。	啓発グッズの市役所窓口への設置や会議等で配布などで啓発を行っていきます。 ・11月12日～25日『女性に対する暴力をなくす運動』の啓発
		52	子ども家庭課	DV等に関する相談体制の充実	DV等の困難を抱える人が安心して相談できる体制の整備充実を図ります。	相談員が年1回以上研修に参加することにより、資質の向上を図り、相談者に寄り添った相談支援を行います。
		53	市民課	市民相談の充実	離婚や相続等の男女を巡る家庭内のさまざまな問題についても対応できる、弁護士や裁判所等による相談日を設け、法律上のアドバイスや専門機関の紹介等を行います。	法律相談については、前年度同様に関地域で年間36回、地域事務所でそれぞれ年1回実施します。また、各相談機関と連携を取り、市民の不安解消や問題解決に向け、より利用しやすい相談体制を目指します。
	54	子ども家庭課	子どもの安心・安全を確保する支援	DV被害者の子どもについて、学校や園等関係機関との連携により、安心して生活できるよう支援体制を強化します。	関係機関と連携し、児童・家庭の見守りを行います。また、関係機関と課題の整理、支援方針の検討、役割分担を行い、他機関と連携して児童・家庭の支援にあたります。 ・要体協実務者会議 年4回	
	55	子ども家庭課	DV関係機関との連携強化	DV等に関係する庁内、医療機関、警察、民間支援団体等の関係機関と連携・協力体制を確立し、市の相談窓口の対応の迅速化を図ります。	DV対応において、関係機関の役割を確認し、迅速に対応できるよう連携を図ります。 ・要体協代表者会議 年1回	
	56	子ども家庭課	DV被害者の安全な保護	警察や民間支援団体等の関係機関と連携しながら、迅速に被害者の安全を確保できる体制を整備します。	緊急時に備え、警察等の関係機関と早期から情報共有し、対応します。	
	57	子ども家庭課	DV被害者の自立に向けた支援	関係機関との連携を図り、被害者が安心して自立した生活ができるよう継続した支援体制を強化します。	緊急一時保護が必要な方に対して、随時関係機関と連携し、まず安全を確保します。その後、自立に向けた相談支援を行うために、関係機関と情報共有します。	
	58	市民協働課	地域コミュニティ活動への女性参画の促進	地域委員会や自治会の役員選出等に、女性の参画を呼びかけ、地域において女性が能力発揮されるよう支援します。	地域づくり交付金の女性主体事業加算を継続します。 また、女性主体事業を行った地域の内容などを地域の自慢大会等で報告するなど、見える化することを検討します。 ・女性主体事業実施 15地域委員会	
	59	生涯学習課	女性団体への支援	女性特有の問題を解決し、女性の活躍の場を広げるための研修会を開催します。	地域女性の会連合会、女性連絡協議会において、女性に向けた講演会・研修会等の実施により資質向上と女性の新しい生き方への意欲づけを目指します。 ・女性に向けた講演会、研修会 3回以上実施	

重要視点	基本方針	番号	担当課	後期事業名	後期事業内容	令和6年度目標/達成指標
重要視点3 誰もが地域で安心して暮らすために	③地域における男女共同参画の推進	60	市民協働課	男女共同参画を担うNPO法人や市民団体活動への支援	男女共同参画の担い手となるNPO法人等の市民活動の支援や団体相互の交流を支援します。	市民活動助成金による支援を継続します。現在ある男女共同参画に関わるNPOは、女性相談として子ども家庭課とつながっています。市民協働課では、チラシやカードの設置、相談場所の案内を継続していきます。 ・女性代表者の申請団体 7件以上
		61	市民協働課	さんかくサポーターとの協働	さんかくサポーターと協働して、男女共同参画に関する啓発を行います。	さんかくサポーターと協働して、男女共同参画に関する啓発を行います。 ・さんかくサポーターと協働啓発 1回以上実施
		62	危機管理課	消防、防災活動における女性の活動への支援	女性の消防活動及び防災活動を奨励します。また、女性の立場に立った避難所施設の設置等、災害時の女性の保護を推進します。	・出前講座等で女性向けの家庭の備蓄について周知します。 ・女性等の視点を踏まえた避難所運営推進事業費補助を活用し、女性等による話し合いを踏まえ女性用資機材を新規備蓄します。 ・女性向け出前講座 1回以上実施
			市民協働課	消防、防災活動における女性の活動への支援	女性の消防活動及び防災活動を奨励します。また、女性の立場に立った避難所施設の設置等、災害時の女性の保護を推進します。	危機管理課と連携し、災害時の女性の保護を推進します。 ・周知活動 1回実施
63	危機管理課	男女共同参画視点に基づく防災対策の推進	関市女性防火クラブによる防災訓練等の活動を活性化し、男女を問わず広く市民に防災啓発を図ります。また、当クラブの会員等において、防災にかかる意見交換を行うことで、女性の視点を反映させた防災対策を推進します。	関市消防安全競技大会(操法大会)などの際に連携を図り、女性の視点を反映させた防災対策を推進します。 ・防火啓発のため、市民向け行事 2回以上参加		

達成度区分	事業数
A: 計画どおり達成できた(80%以上)	
B: 一部不十分であった(60~79%)	
C: 不十分であった(60%未満)	
N: 非評価	
合計	0